

日本遺産魅力発信推進事業

1. 創設年度：平成 27 年度
2. 平成 30 年度予算額：13.36 億円
3. 事業概要

○日本遺産魅力発信推進事業

地域に点在する有形・無形の文化財を「地域型」と「シリアル型」の 2 タイプにパッケージ化し、自治体に対して、日本遺産に関する情報発信や人材育成事業、普及啓発、公開活用のための整備に係る事業等を補助事業により支援する。(補助率：定額)

○日本遺産プロモーション事業

認定「日本遺産」関係者が一堂に会するシンポジウムを開催し、他の日本遺産で行われている事業についての先進的な取組事例の共有化を図る。加えて、地域に専門家を派遣しアドバイスを行うことで、各地域が抱える課題を解決し日本遺産のブランド力向上を図る。<委託・請負>

4. 選定理由：ア（事業の規模が大きく、または政策の優先度の高いもの）

本事業は、事業開始 3 年（3 年支援スキームが完結）が経過し、今後の展望及び事業スキーム等を再考し、さらに良い事業とするため外部からの意見も取り入れるなど、改善の検討を行う必要があるため。

5. 想定される論点

- ・本事業は、日本遺産の取組を P D C A サイクルによるメリハリをつけて促進するため、平成 29 年度に個々の日本遺産認定地域の取組の評価を実施するための「日本遺産フォローアップ委員会」を立ち上げ、評価結果を公表したところだが、日本遺産認定地域への支援策である日本遺産魅力発信推進事業及び日本遺産プロモーション事業の成果等の点検を行うことで、今後の事業展開の在り方について検証する。
- ・事業成果検証のために適切なアウトカム、アウトプットは設定されているか。

※成果指標（平成 29 年度）

- ・各補助事業者に対するアンケート調査
- ・実施計画の達成率 80% 以上となる地方公共団体の割合

日本遺産魅力発信推進事業

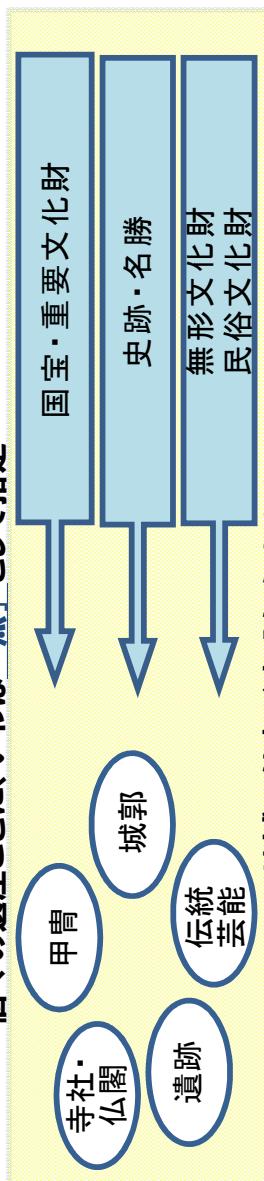
(29年度予算額 1,350百万円)
30年度予算額 1,336百万円

概要

地域の歴史的・文化的特徴を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化・観光振興を図る。2020年までに100件程度の「日本遺産」の認定を行うことが政府方針となっている。

従来型の文化財行政

個々の遺産ごとに、いわば「点」として指定



日本遺産(Japan Heritage)

地域に点在する様々な遺産を「面」として活用・発信



文化庁による認定

ラッピング化した文化財群を一体的にPRし、地域のブランド化・アイデンティティの再確認を促進。

地域のブランド化・アイデンティティの再確認を促進。

○文化財群のパッケージとして、「地域型」と「ネットワーク（ジアリアル）型」の2タイプを想定

○認定地域に対し、日本遺産に関する情報発信等に係る支援策を用意するほか、**ハーフ面の事業をメニュー化**

○民間企業等と連携した**日本遺産ブランドの発信**
○観光庁をはじめ関係省庁と連携・協力し、省庁横断的に支援。

ポイント

事業内容

日本遺産魅力発信推進事業

- ①情報発信、人材育成事業
- ・観光ガイドやドランティア解説員の育成
- ・多言語HPの作成
- ②普及啓発事業
- ・ワーゲンショップ、シンボジウムの開催
- ・日本遺産PRイベント（国内外）の開催
- ③調査研究
- ・旅行者（訪問予定者）の嗜好性調査等
- ④公開活用のための整備
- ・ストーリーの理解に有効なガイドブック機能の強化
- ・周辺環境等整備（トイレ・ベンチ、説明板の設置等）

日本遺産プロモーション事業【拡充】

- ・地域のニーズにあつた専門家の派遣（日本遺産プロデューナー派遣事業）の拡充による地域活性化の支援
- ・メディアや民間企業を巻き込んだ日本遺産全体のPRイベントの開催等による認知度の向上、先進事例の共有

～神が創り出した地のタ日を巡る～

政策・施策・事業整理票

文化庁

政策

政策目標	12 文化による心豊かな社会の実現
概要	優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。



施策 ※平成29年度事前分析表より転記

施策の概要及び達成目標のどこを達成しようとしているのか分かるよう、該当部分を下線・太字で表記する。達成目標のうち、当該事業が具体的にどの達成目標にあたるのか分かるよう、該当部分を灰色に塗りつぶす。

施策目標	12-2 文化財の保存及び活用の充実
施策の概要	貴重な国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにする。
達成目標1	価値が十分認識されないまま失われつつある近代の文化財など、保存が必要な文化財の状況を適切に把握し、その結果に基づき重要な文化財について積極的に指定等を行う。
達成目標2	文化財の適切な保存に配慮しつつ、積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会の充実を図る。



事業 ※平成29年度レビューシートより転記

施策の達成目標と当該事業の目的・事業概要の関連を整理し、また当該事業の成果と上位施策との関係を明確にする。当該事業の目的・概要・アウトカム・アウトプットのうち、どこが特に関連しているか分かるよう、該当部分を下線・太字で表記する。

事業名	日本遺産魅力発信推進事業		
事業の目的	地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産(Japan Heritage)」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図る。		
事業概要	○日本遺産魅力発信推進事業 地域に点在する有形・無形の文化財を「地域型」と「シリアル型」の2タイプにパッケージ化し、関係自治体を含む協議会に対して、日本遺産に関する情報発信や人材育成事業、普及啓発、公開活用のための整備に係る事業等を補助事業により支援する。(補助率:定額) ○日本遺産プロモーション事業 日本遺産認定地域が抱える個別の課題に対して適切に指導・助言等を行う「日本遺産プロデューサー」を派遣するとともに、日本遺産の認知度向上を図るためにイベント等を開催することで、日本遺産を活用した地域活性化の取組を支援する。		
アウトカム	①	定量的な成果目標	各補助事業者が事業を実施する際に設定する当該事業により得られる効果について、80%以上の達成度を目指す
	成果指標	各補助事業者に対するアンケート調査	
	②	定量的な成果目標	「日本遺産を通じた地域活性化計画」において定めた定量的な成果指標について、達成率80%以上となる地方公共団体について80%以上を目指す。
	成果指標	実施計画の達成率80%以上となる地方公共団体の割合	
アウトプット	(1)	日本遺産認定件数	
本事業の成果と上位施策との関係	政策評価においては、文化財の適切な保存に配慮しつつ、積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会の充実を図ることとしている。 本事業においては、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産(Japan Heritage)」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に取り組みを発信することにより、広く国民が文化財に親しむ機会の充実が図れることとなる。		

平成29年度行政事業レビューシート(文部科学省)

事業名	日本遺産魅力発信推進事業			担当部局庁	文化庁	作成責任者		
事業開始年度	平成27年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	文化財部記念物課	記念物課長 大西啓介		
会計区分	一般会計							
根拠法令 (具体的な条項も記載)	文化芸術基本法 第13条、第14条			関係する計画、通知等	<ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と改革の基本方針(平成28年6月2日閣議決定) ・日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) ・明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定) ・観光ビジョンの実現に向けたアクションプログラム2016(平成28年5月13日観光立国推進閣僚会議決定) ・文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)(平成27年5月22日閣議決定) 			
主要政策・施策	観光立国、クールジャパン、地方創生			主要経費	その他の事項経費			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産(Japan Heritage)」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>○日本遺産魅力発信推進事業 地域に点在する有形・無形の文化財を「地域型」と「シリアル型」の2タイプにパッケージ化し、自治体に対して、日本遺産に関する情報発信や人材育成事業、普及啓発、公開活用のための整備に係る事業等を補助事業により支援する。(補助率:定額)</p> <p>○日本遺産プロモーション事業 認定「日本遺産」関係者が一堂に会するシンポジウムを開催し、他の日本遺産で行われている事業についての先進的な取組事例の共有化を図る。加えて、地域に専門家を派遣しアドバイスを行うことで、各地域が抱える課題を解決し日本遺産のブランド力向上を図る。</p>							
実施方法	直接実施、委託・請負、補助							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求		
	当初予算	-	807	1,275	1,350	1,448		
	補正予算	-	-	-	-			
	前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
	翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
	予備費等	-	8	7	-			
	計	0	815	1,282	1,350	1,448		
	執行額	0	815	1,282				
	執行率(%)	-	100%	100%				
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	-	101%	101%				
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由				
	文化芸術振興費補助金	1,282	1,208	アドバイザー派遣事業の拡充に伴う委託費の増				
	文化芸術振興委託費	57	230					
	府費	7	3					
	職員旅費	2	3					
	委員等旅費	1	3					
	その他	1	1					
	計	1,350	1,448					

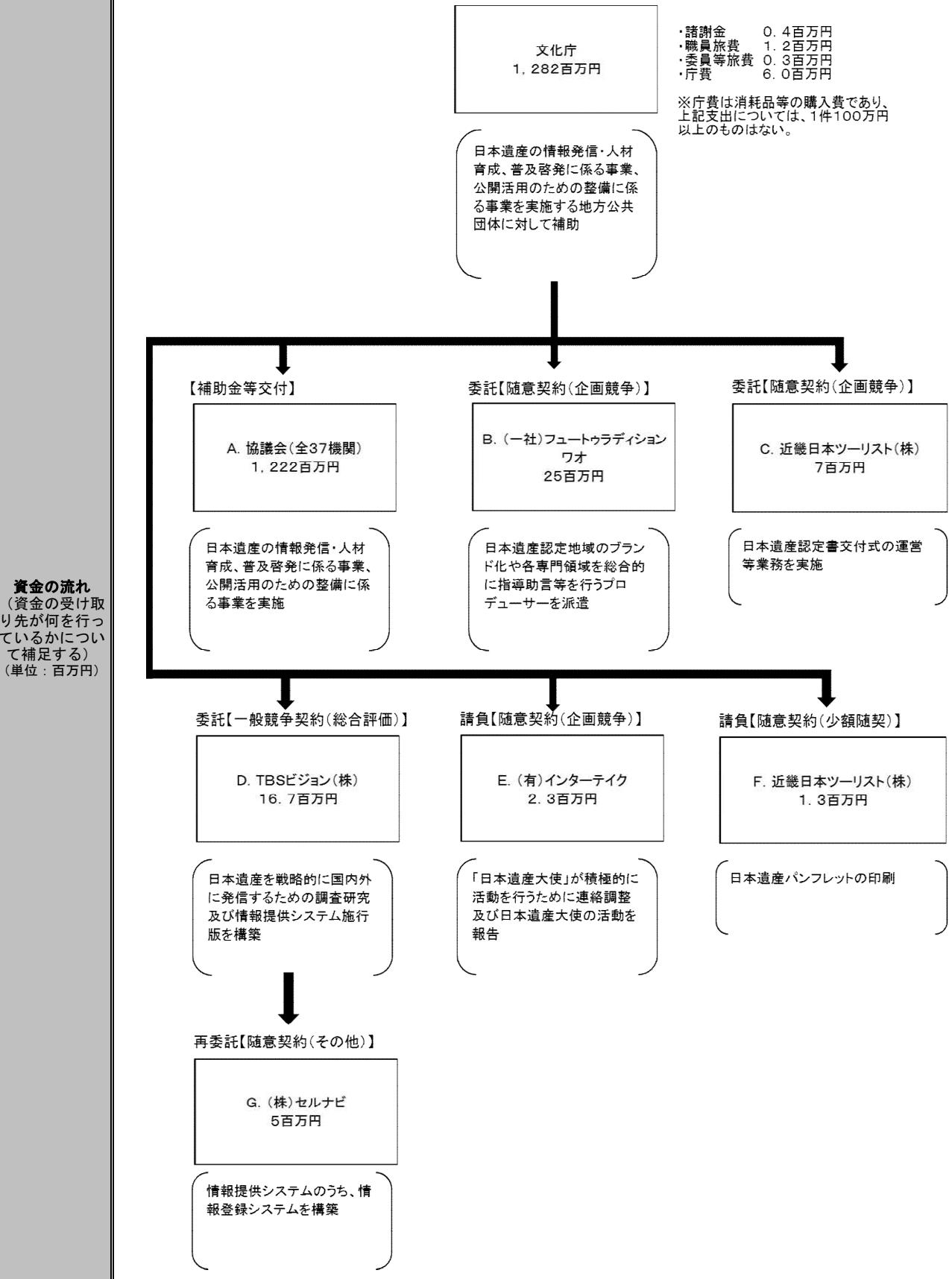
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	各補助事業者が事業を実施する際に設定する当該事業により得られる効果について、80%以上の達成度を目指す	各補助事業者に対するアンケート調査	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 31年度	目標最終年度 - 年度	
			成果実績	%	-	88	91.9	-	
			目標値	%	-	80	80	-	
			達成度	%	-	110	115	-	
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	実績報告書及びアンケート調査								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	「日本遺産を通じた地域活性化計画」において定めた定量的な成果指標について、達成率80%以上となる地方公共団体について80%以上を目指す。	実施計画の達成率80%以上となる地方公共団体の割合 ※29年度より設定	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 31年度	目標最終年度 - 年度	
			成果実績	%	-	-	-	-	
			目標値	%	-	-	80	-	
			達成度	%	-	-	-	-	
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	地方公共団体が行う実態調査								
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							チェック		
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
	日本遺産認定件数		活動実績 当初見込み	件	-	18	19	17	
単位当たり コスト	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		
	日本遺産1件当たりの補助金交付額 補助金総額／認定件数		単位当たり コスト 計算式	千円	-	44,583	33,081	23,752	
			計算式	千円/件	-	802,500 /18	1,224,000 /37	1,282,600 /54	

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	12 文化による心豊かな社会の実現										
	施策	12-2 文化財の保存及び活用の充実										
	測定指標	定量的指標		/	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 29 年度	目標年度 - 年度		
		文化庁が主催する文化財関連展覧会の来場者数		実績値	人	243,682	150,621	118,145	-	-		
				目標値	人	125,000	137,500	150,000	162,500	-		
		定量的指標		/	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 29 年度	目標年度 - 年度		
		文化遺産オンラインへの訪問回数		実績値	回	1,455,890	1,604,616	1,715,976	-	-		
				目標値	回	1,333,333	1,444,444	1,555,555	1,666,666	-		
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係												
政策評価においては、文化財の適切な保存に配慮しつつ、積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会の充実を図ることとしている。												
本事業においては、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に取り組みを発信することにより、広く国民が文化財に親しむ機会の充実が図れることとなる。												
アクシオニズム・財政再建プログラム	改革項目	分野:	-	-								
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		/	単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
				成果実績	-	-	-	-	-	-		
				目標値	-	-	-	-	-	-		
	(第二階層) KPI	達成度		%	-	-	-	-	-	-		
				/	単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
				成果実績	-	-	-	-	-	-		
		目標値		-	-	-	-	-	-	-		
		達成度		%	-	-	-	-	-	-		
		本事業の成果と改革項目・KPIとの関係										
	-											

事業所管部局による点検・改善			
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	文化財の公開活用の推進は、文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)や文化芸術立国中期プランの重点事項に挙げられており、国として実施する必要がある。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	文化財の公開活用の推進は、文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)や文化芸術立国中期プランの重点事項に挙げられており、国として実施する必要がある。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	政策目標の達成手段に設定されており、優先度は高い。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	日本遺産の認定にあたっては、外部有識者による審査を実施することとし、競争性・妥当性を確保している。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	一社応募となった案件については、競争者の限定される特殊な業務内容であったことが要因として考えられるが、企業へのアンケート調査等を実施して更なる分析を行うとともに、当該分析結果を踏まえて、公告期間の確保等の必要な改善を行うなど、今後とも競争性の確保に努める。
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	認定自治体とのヒアリングに基づき必要な額を精査しており、負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	一般競争入札や企画競争を実施するなど、競争性を確保しており、費用対効果を意識して事業を実施している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	日本遺産の情報発信、普及啓発等に必要な事業に限定しており、適切である。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	成果目標として設定した数値の達成度が高いこと、また、補助事業者へのアンケート調査により測定した数値に対して実績報告書の確認等を通じた精査を行っていることから、成果実績は妥当である。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果のあるいは低コストで実施できているか。	○	本事業の実施にあたっては、外部有識者の意見を踏まえて、適切かつ効果的に低コストで実施している。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	-
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	本事業は、我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」に認定し、国内外に戦略的に情報発信を行うことで地域活性化を図るものである。 類似事業は、地域の伝統芸能・行事等の無形文化財、美術館・歴史博物館を活用して地域活性化を図る事業であり、補助対象は明確に区分されているため、事業内容が重複することはない。
	所管府省名	事業番号	事業名
	文部科学省	0374	文化遺産総合活用推進事業
点検・改善結果	点検結果	支出先となる日本遺産の認定にあたっては、外部有識者による審査等を実施することで、競争性・妥当性を確保するとともに、要項により事業経費の費目を定め、事業の適正化に努めている。	
	改善の方向性	平成29年度より、地方公共団体が策定する「日本遺産を通じた地域活性化計画」において、成果目標を明確化し、定量的な成果指標を定めて経年変化を追うことにより、達成状況を把握することとしたところであり、効果が大きい取組を重点的に推し進める等、戦略的に事業を展開していくこととする。	

外部有識者の所見						
外部有識者による点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業部内容改善等	<p>1. 事業評価の観点: 本事業は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」に認定し、日本遺産に関する情報発信や人材育成、普及啓発、公開活用のための整備に係る事業への補助や、日本遺産に関するシンポジウムを開催する事業であり、契約の競争性・公平性・透明性の確保の観点から検証を行った。</p> <p>2. 所見: これまで一定の見直しを行いつつ事業を実施してきたところであるが、今後も事業の効率性の観点から入札者の増加に向けた検討を図ることで、契約の競争性・公平性・透明性を確保すべきである。</p>					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
執行等	これまで一般競争入札や企画競争を実施するなどして、契約の競争性・公平性・透明性を確保しつつ、効果的かつ効率的な予算執行に努めているところであるが、引き続き入札者の増加に向け、十分な公告期間の確保を図るなどにより、契約の競争性の更なる向上に努めてまいりたい。					
備考						
関連する過去のレビューsheetの事業番号						
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-	/
平成25年度	-	平成26年度	-	平成27年度	新27-0040	/
平成28年度	369					/

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.淡路島日本遺産委員会			B.一般社団法人フュートゥラディションワオ		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	事業費	情報発信、人材育成、普及啓発、調査研究、公開活用のための整備	41	人件費	人件費	3
				事業費		20
				一般管理費	一般管理費	2
	計		41	計		25
C.近畿日本ツーリスト株式会社	C.近畿日本ツーリスト株式会社			D.TBSビジョン株式会社		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	人件費	人件費	2.2	人件費	人件費	8.3
	事業費	会場設営レンタル料、事務局旅費等	4.2	事業費	翻訳、広告出稿等	2.7
	一般管理費	一般管理費	0.6	再委託費	再委託費	5
				一般管理費	一般管理費	0.7
	計		7	計		16.7
E.有限会社インターイケ	E.有限会社インターイケ			F.近畿日本ツーリスト株式会社		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	人件費	人件費	1.8	事業費	印刷製本費	1.3
	事業費	事務局旅費、消費税相当額等	0.3			
	一般管理費	一般管理費	0.2			
	計		2.3	計		1.3
G.株式会社セルナビ	G.株式会社セルナビ			H.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	人件費	人件費	4.5			
	事業費	消費税相当額	0.4			
	一般管理費	一般管理費	0.1			
	計		5	計		0
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載				チェック		

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契 約 方 式 等	入 札 者 数 (応募者数)	落 札 率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	淡路島日本遺産委員会	-	淡路島日本遺産総合活用事業	41	補助金等交付	-	-	-
2	熊野灘捕鯨文化継承協議会	-	日本遺産「鯨とともに生きる」総合活用活性化事業	41	補助金等交付	-	-	-
3	「肥前窯業圏」活性化推進協議会	-	「肥前窯業圏」総合活用活性化事業	41	補助金等交付	-	-	-
4	伊勢原市日本遺産協議会	-	日本遺産「大山詣り」を活かした地域活性化事業	41	補助金等交付	-	-	-
5	吉野地域日本遺産活性化協議会	-	吉野地域日本遺産活性化事業	41	補助金等交付	-	-	-
6	日本遺産北総四都市江戸紀行活用協議会	-	日本遺産北総四都市江戸紀行活用事業	41	補助金等交付	-	-	-
7	木曽地域文化遺産活性化協議会	-	日本遺産「木曽地域日本遺産群」総合活用活性化事業	41	補助金等交付	-	-	-
8	日本遺産プロモーション協議会	-	日本遺産「未来を拓いた『一本の水路』一大久保利通”最後の夢”と開拓者の軌跡 郡山・猪苗代-」総合活用活性化事業	40	補助金等交付	-	-	-
9	「”伊達”な文化」魅力発信推進事業実行委員会	-	「”伊達”な文化」魅力発信推進事業	40	補助金等交付	-	-	-
10	出羽三山「生まれかわりの旅」推進協議会	-	出羽三山「生まれかわりの旅」総合活用活性化事業	40	補助金等交付	-	-	-

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契 約 方 式 等	入 札 者 数 (応募者数)	落 札 率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般社団法人フューチュラディションワオ	8011005006742	日本遺産プロデューサー派遣事業	25	随意契約 (企画競争)	3	100%	-

C

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契 約 方 式 等	入 札 者 数 (応募者数)	落 札 率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	近畿日本ツーリスト株式会社	4010001148932	平成28年度日本遺産認定証交付式等開催業務	7	随意契約 (企画競争)	1	100%	-

D

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契 約 方 式 等	入 札 者 数 (応募者数)	落 札 率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	TBSビジョン株式会社	3010401018496	平成28年度「日本遺産の情報提供システム構築に向けた調査・検証」	16.7	一般競争契約 (総合評価)	5	100%	-

E

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契 約 方 式 等	入 札 者 数 (応募者数)	落 札 率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	有限会社インターテイク	2010402001361	「日本遺産大使」の活動に関する運営事業	2.3	随意契約 (企画競争)	1	100%	-

F

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契 約 方 式 等	入 札 者 数 (応 募 者 数)	落 札 率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策(支出額10億円以上)
1	近畿日本ツーリスト株式会社	4010001148932	日本遺産パンフレット(日本語版・第3版)の製造	1.3	随意契約(少額)	-	-	-

G

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契 約 方 式 等	入 札 者 数 (応 募 者 数)	落 札 率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策(支出額10億円以上)
1	株式会社セルナビ	4020001046598	平成28年度「日本遺産の情報提供システム構築に向けた調査・検証」における情報登録システムの作成	5	随意契約(その他)	-	-	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契 約 先	法 人 番 号	業 務 概 要	契 約 額 (百万円)	契 約 方 式	入 札 者 数 (応 募 者 数)	落 札 率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策(契約額10億円以上)
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-

平成25年度実施施策に係る事後評価書

(文部科学省 25・12・2)

施策名	文化財の保存及び活用の充実
施策の概要	貴重な国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようする。

達成目標1	価値が十分認識されないまま失われつつある近代の文化財など、保存が必要な文化財の状況を適切に把握し、その結果に基づき重要な文化財について積極的に指定等を行う。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
① 近代(明治元年以降)の重要文化財(建造物)の件数	247件	271件	279件	287件	295件	300件	315件
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	未達成
② 近代(明治元年以降)の登録有形文化財(建造物)の件数	19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	5,739件	6,565件	6,924件	7,318件	7,570件	7,810件	8,260件
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	未達成
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
③ 重要文化財(建造物)の件数	2,328件	2,359件	2,374件	2,386件	2,397件	2,412件	2,427件
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	達成
④ 登録有形文化財(建造物)の件数	19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	6,824件	7,856件	8,331件	8,834件	9,124件	9,423件	10,124件
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	未達成

【目標・指標の設定根拠等】

- ・文化財保護法
- ・文化芸術振興基本法
- ・文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）

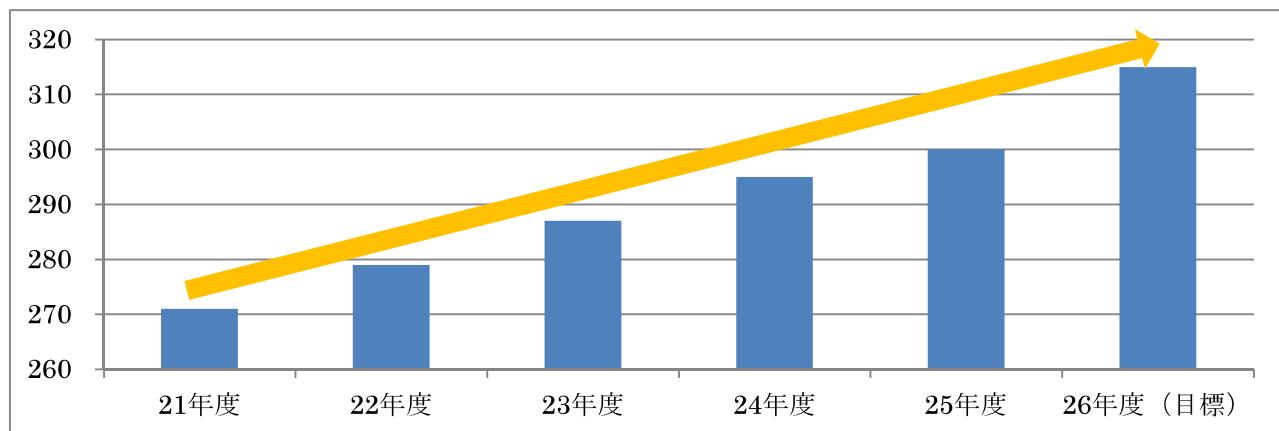
昭和25年の文化財保護法制定以降、国は、保護する必要性が相対的に高い、近世以前の文化財について主に指定等を進めてきた。

他方、文化財の中では比較的新しい近代の文化財については、その価値が十分に認識されないまま失われつつある場合もあるが、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上若しくは鑑賞上価値の高いもの又は我が国民の生活若しくは生業（なりわい）の理解のため欠くことのできないもの等であれば、その状況を適切に把握した上で、保護を図る必要がある。

とりわけ、建造物の分野については、平成8年に他の文化財類型に先立ち文化財登録制度が導入されるなど、近代の文化財について先行的に保護施策を進めているため、近代（明治元年以降）の重要文化財（建造物）及び登録有形文化財（建造物）の件数を指標として設定した。

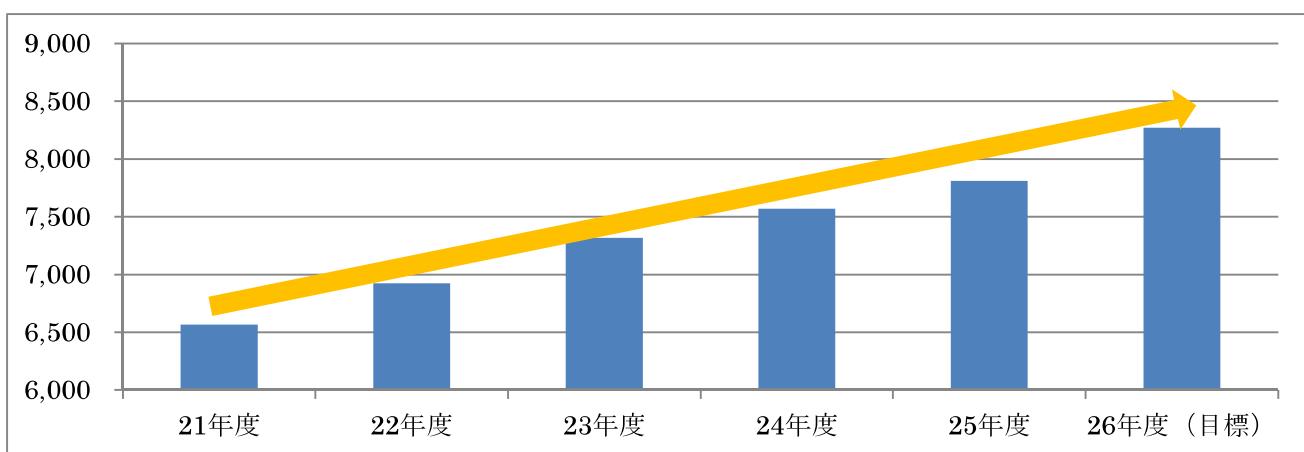
【グラフ1：成果指標① 近代（明治元年以降）の重要文化財（建造物）の件数】

（件）



【グラフ2：成果指標② 近代（明治元年以降）の登録有形文化財（建造物）の件数】

（件）



達成目標 2	文化財の適切な保存に配慮しつつ、積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会の充実を図る。							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	25年度 達成
	19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
① 文化庁が主催する文化財関連展覧会の来場者数	—	—	—	—	101,142人	142,430人	125,000人	達成
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
② 文化遺産オンラインへの訪問回数	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	達成
	755,329回	884,567回	863,989回	1,016237回	1,133,002回	1,323,566回	1,333,333回	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値	25年度 達成
	19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
③ 「歴史文化基本構想」の策定地域数	—	7地域	26地域	30地域	30地域	35地域	47地域	未達成
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
④ 文化遺産オンラインでの情報掲載件数	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	達成
	61,684件	65,544件	66,748件	94,029件	107,020件	113,585件	120,000件	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		

【目標・指標の設定根拠等】

- ・文化財保護法
- ・文化芸術振興基本法
- ・文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）
- ・文化審議会文化財分科会企画調査会報告（平成19年10月30日）

文化財の「保護」とは「保存」と「活用」の双方を意味するものであり、文化財保護法の目的である「国民の文化的向上」及び「世界文化の進歩」（同法第1項）を実現するためには、文化財の保存に加え、その価値の維持に配慮しつつ、各種施設における文化財の公開や情報発信の強化、地方公共団体による文化財の総合的活用の推進等により、国民が文化財に親しむ機会を提供する必要がある。

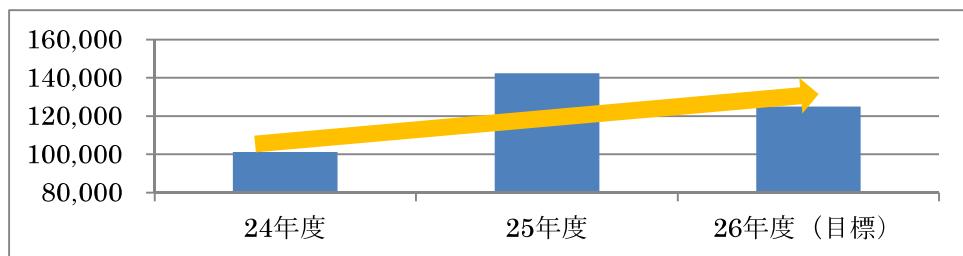
このため、

- ・文化庁が主催する文化財関連展覧会で毎年度開催されているもの（「日本のわざと美」展、「新たな国民のたから」展、「発掘された日本列島」展）について、その来場者数の合計（成果指標①）
- ・文化財に関する情報を、インターネット上で公開するポータルサイト「文化遺産オンライン」について、その訪問回数及び情報掲載件数（成果指標②、活動指標④）
- ・地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための構想である「歴史文化基本構想」について、その策定地域数（活動指標③）

を指標として設定した。

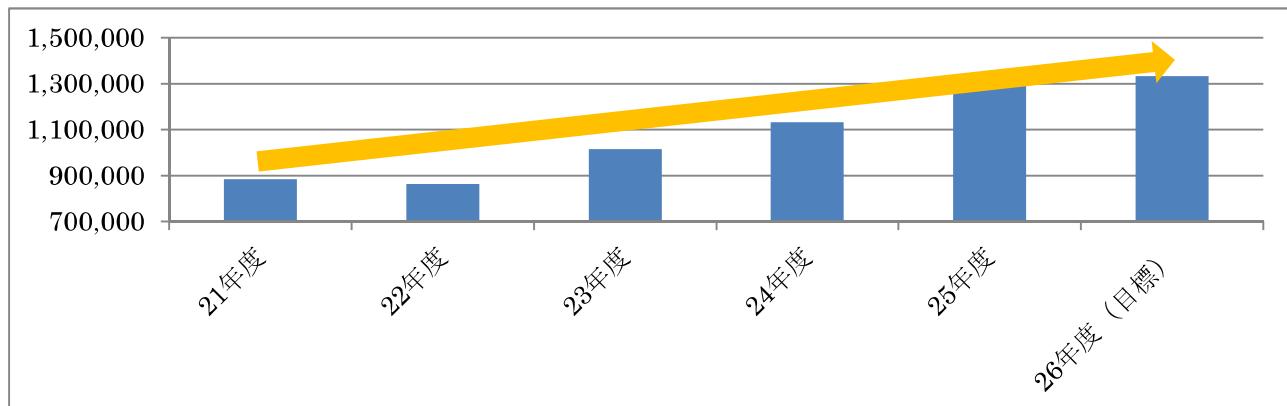
【グラフ1：成果指標① 文化庁が主催する文化財関連展覧会の来場者数】

(人)



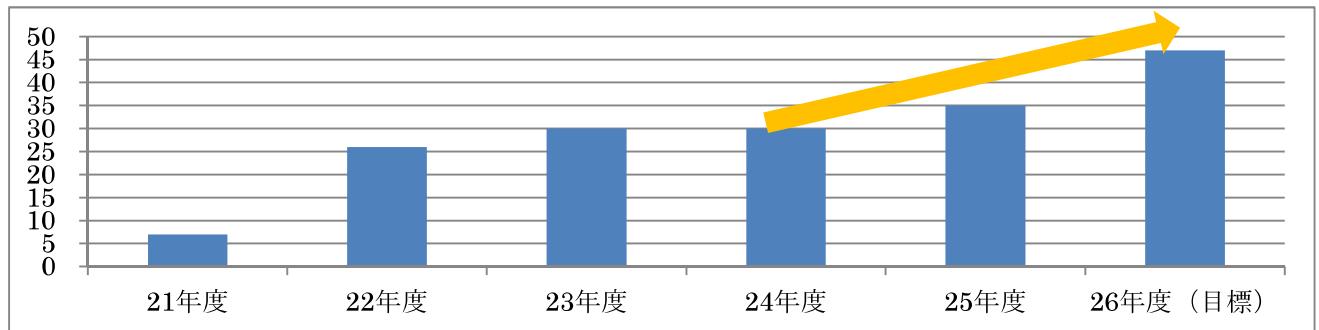
【グラフ2：成果指標② 文化遺産オンラインへの訪問回数】

(回)



【グラフ3：活動指標③ 「歴史文化基本構想」の策定地域数】

(地域)



主な達成手段

(事業・税制措置・諸会議等)

(単位：百万円)

名 称 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初 予算額	概 要	関連す る指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度					
文化財保護共通 費 (昭和 25 年度)	47 (42)	59 (55)	55 (51)	54	・文化財保存活用事務処理：文化財保護法において規定されている事務、文化財に関する条約の締結による施策等を実施する。古美術品の所有者からの輸出申請に対し、国宝、重要文化財、	1 ~ 2	0372	伝統文化課 美術学芸課 記念物課 参事官 (建造物

					<p>重要美術品等認定物件に該当しない旨の証明書を発行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査：文化財等の指定等のための調査を実施する。 ・保存管理：文化財の維持管理、記録保存等に必要な事務（国有文化財維持管理、管理台帳等作成・整備等）を実施する。 ・普及活用（重要文化財等公開）：国指定文化財の所有者に対して、国立博物館等の施設での公開について勧告又は承認を行うとともに、出品期間終了後、所有者に出陳給与金を支給する。 ・講習会等：美術工芸品修理技術者、美術刀剣類製作者、文化財建造物の修理技術者等を対象に、より高度な知識・技術の取得を目的とした講習会を実施する。 ・補助金事務費：補助事業実施に関する調査・指導を実施する。 ・銃砲刀剣類登録事務円滑化：銃砲刀剣類の登録について、銃砲刀剣類登録鑑定実技講習会等を行い、都道府県教育委員会が任命する登録審査委員の鑑定の資質の向上と事務の効率化・円滑化を図る。 			担当)
有形文化財 (昭和 54 年度)	83 (63)	91 (77)	148 (117)	126	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的建造物群に関する選定保存検討：伝統的建造物群の保護行政に携わる者等を対象として、職務遂行に必要な基礎的事項に関する研修を行い、もって文化財保護行政の向上に資するとともに、広報資料を作製・配布し、広く制度の普及を図る。 ・文化財建造物の登録の促進：文化財建造物の登録の促進を図るため、文化財登録制度の啓発・普及広報、登録候補物件の調査、登録プレートの発行を行う。 ・近代文化遺産保護検討等：近代の歴史資料に関する所在・実態を把握するための調査を実施する。 ・天然記念物保護体制等の充実に関する調査研究を行う。 ・埋蔵文化財保存・活用等：埋蔵文化財を適切に保存し、積極的に公開活用 	1 ~ 2	0373	美術学芸課 記念物課 参事官 (建造物 担当)

					<p>を進めていくため、保存活用に関する調査研究を行い、発掘調査に関する手引きや公開活用に関する資料等を作成し普及啓発を図るとともに、埋蔵文化財担当者講習会を開催し担当者の資質向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名勝に関する総合調査事業：全国に所在する未指定の名勝地のうち、自然的な名勝地と近代以前の人文的な名勝地（庭園・公園等）について所在状況調査を実施する。 ・「記念物・文化的景観」マネジメント支援事業：文化財のマネジメントに係る提案や保存活用の取組等に係る課題等についての詳細調査を実施する。 ・水中文化遺産調査研究事業：水中遺跡の調査・保存手段及び体制の指針の策定等を実施する。 ・平城宮跡遺構展示館の保存活用に関する調査研究事業：土質や地下水等が及ぼす遺構への影響調査等を行い、必要なデータ収集等を実施し、展示の改善等に生かす。 			
無形文化財 (平成17年度)	39 (38)	31 (30)	31 (31)	30	国が選択した無形の民俗文化財のうち、複数の市町村にわたって広域的に伝承されていたり、保護団体が特定されていない祭りや年中行事については、その分布状況や伝承基盤が不明確なことから、地方公共団体等による記録の作成が進まない状況にあるため、特に変容・衰滅のおそれが高いものについて、計画的に映像等による記録化を進め、確実な記録保存を図る。	2	0374	伝統文化課
文化財保護対策 の検討等 (昭和46年度)	139 (130)	130 (99)	127 (103)	111	文化財保護対策の検討のため、無形文化財「わざ」の理解促進事業、美術工芸品収蔵施設等における環境対策の推進、重要無形文化財（建造物）所有者診断支援事業、「歴史文化基本構想」普及促進事業等を実施する。	2	0375	伝統文化課 美術学芸課 記念物課 参事官 (建造物 担当)
美術館・博物館 活動の充実 (平成9年度)	19 (15)	21 (18)	21 (19)	19	美術館・博物館活動の充実のために、研修、展示、公開等を行う。	2- ①、 ②	0376	芸術文化 課 美術学芸 課
鑑賞・体験機会 等充実のための	396 (316)	360 (279)	374 (296)	222	鑑賞・体験機会等充実のために、文化遺産オンライン構想の推進、無形文化	2- ②、	0377	伝統文化 課

事業推進 (昭和47年度)					財等公開活用等事業、発掘された日本列島展、世界遺産普及活用事業、伝統音楽等の普及促進支援事業、NPO等による文化財建造物の管理活用の推進事業等を実施する。	①		美術学芸課 記念物課 参事官 (建造物担当)
アイヌ関連施策の推進 (平成9年度)	209 (210)	209 (212)	233 (214)	255	「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」の目的であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るため、指定法人である（財）アイヌ文化振興・研究推進機構に対して、補助金を交付し、アイヌ文化の振興等を図る。	文化財の保存及び活用の充実	0378	伝統文化課
国宝・重要文化財等の買上げ (昭和25年度)	2,187 (2,175)	1,332 (1,301)	1,332 (1,274)	1,370	転売等による散逸や海外流出及び劣化・毀損のおそれがあるなど、国において保存を図る必要のある国宝・重要文化財等について、買い取りを行う。	2	0379	伝統文化課 美術学芸課
模写模造 (昭和28年度)	35 (35)	35 (35)	35 (35)	35	国宝・重要文化財が、経年劣化等により適切な保存や取扱い及び移動等が困難である場合や文化財（建造物）を縮尺模型により全体像の把握を容易にするなど、文化財としての固有の価値を可能な限り忠実に表現した模写模造を製作し、公開活用を図ることで指定品の保存及び文化財理解を進めること。	2	0380	美術学芸課 参事官 (建造物担当)
文化財管理及び保存活用等 (昭和25年度)	771 (568)	758 (667)	703 (669)	677	国有美術工芸品保存修理、平城宮跡等の管理、高松塚古墳壁画及びキトラ古墳壁画の保存修理を行う。	2— ①、 ②	0381	美術学芸課 記念物課
国有文化財等の保存整備等（復興関連事業）	3,188 (2,463)	279 (279)	445 (443)	—	国民全体の財産である貴重な国宝・重要文化財等を確実に次世代に継承するため、東日本大震災により被害を受けた国所有の旧江戸城清水門（2棟）・田安門（2棟）、旧弘道館（2件）について修理を行う。	1— ② 2— ①、 ②	—	記念物課 参事官 (建造物担当)
国宝・重要文化財等の保存整備等 (昭和25年度)	18,263 (19,131)	20,210 (20,097)	20,998, (19,910)	22,386	文化財保護法に基づき、①国が文化財のうち重要なものを指定等し、現状変更、修理等に制限を課す一方、その保存を図るために、有形の文化財（建造物、美術工芸品、民俗文化財等）については、保存修理、防災施設の設置等、②無形の文化財（芸能、工芸技術、民俗芸能等）については、伝承者養成や記録作成等に対して国庫補助を行う。③文化財を次世代に継承するための	1— ② 2— ①、 ②	0382	伝統文化課 美術学芸課 記念物課 参事官 (建造物担当)

					修理用資材確保及び資材に関わる技能者の育成のため、資材供給林の設定、資材採取研修、文化財修理用資材等に関する普及啓発事業等に支援を行う。			
有形文化財等の保存整備等（復興関連事業）（平成23年度）	2,893 (1,416)	1,541 (1,438)	1,494 (774)	—	東日本大震災により被害を受けた国指定等文化財の修理・修復を行うべく、文化財の所有者、管理団体等が実施する修理・復旧事業に対して補助を行う。	2— ①、 ②	—	伝統文化課 美術学芸課 記念物課 参事官 (建造物担当)
文化遺産を生かした観光振興・地域活性化事業（平成23年度）（廃止）	6,837 (4,367)	5,771 (5,302)	263 (258)	9	地域の多様で豊かな文化遺産を活用し、文化振興と共に観光振興・地域経済の活性化を推進する地域の特色ある総合的な取組に対して補助を行う。	2	383	伝統文化課 美術学芸課 記念物課 参事官 (建造物担当)
史跡等の買上げ（昭和32年度）	14,064 (13,599))	14,257 (11,445))	11,307 (10,831))	12,053	個人や法人等が所有している史跡について、地方公共団体が買上げによる公有化を行う事業に要する経費の一部を補助する。	2— ①、 ④	0384	記念物課
平城及び飛鳥・藤原宮跡等の買上（昭和38年度）	1,256 (1,250)	557 (553)	334 (334)	790	歴史的、学術的に貴重な価値を有する重要な遺跡の保全と活用を図るため、平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡地を買い上げる。	2— ①、 ③	0385	記念物課
平城宮跡地整備費（昭和40年度）	294 (155)	111 (50)	84 (84)	461	特別史跡平城宮跡及び特別史跡藤原宮跡等を良好な状態で保全を行うための防災設備の設置など、各種工事や整備を行う。	2— ①、 ②	0386	記念物課
国宝・重要文化財等の保存整備等	—	1,939 (675)	1,961 (1,790)	2,812	東日本大震災により被害を受けた国指定等文化財の修理・修復を行うべく、文化財の所有者、管理団体等が実施する修理・復旧事業に対して補助を行う。	1— ② 2— ①、 ②	047	伝統文化課 美術学芸課 記念物課 参事官 (建造物担当)
被災ミュージアム再興事業	—	507 (362)	381 (300)	463	東日本大震災で被災した博物館資料の修理、修理した資料の整理・データベース化、応急措置を施した資料を収蔵する場所の確保、復興に向けた各種事業や被災した館の資料を活用した	2	048	美術学芸課

施策目標 1 2 — 2 — 8

					展覧会の実施等に必要な経費について補助を行う。			
文化財建造物等を活用した地域活性化事業 (平成25年度)	—	—	576 (544)	1,698	重要文化財等建造物、伝統的建造物群などの地域の「たから」を公開活用し、魅力ある地域づくりを推進する取組への支援事業を創設するとともに、安心・安全の観点から伝統的建造物群の防災対策を支援する。	2	0390	参事官 (建造物担当)
地域の特性を生かした史跡等総合活用支援推進事業 (平成25年度)	—	—	2,218 (2,103)	3,392	史跡等の記念物や埋蔵文化財などの地域の中核となる「たから」を生かした地域の振興・活性化を図るため、「公開活用」や「安心・安全」の要素を総合的に組み合わせた魅力ある地域づくりを支援する。	2	0391	記念物課
地域と共に働くした美術館・歴史博物館創造活動支援事業 (平成25年度)	—	—	1,010 (907)	1,308	美術館・歴史博物館を地域の文化の拠点として活性化するとともに、地域との共働く下、美術館・歴史博物館が有する多面的な可能性を生かした事業の展開を支援する。	2	0389	美術学芸課
文化遺産を生かした地域活性化事業 (平成25年度)	—	—	3,384 (3,250)	2,147	我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能の公開、後継者養成、古典に親しむ活動や、子供達が親とともに地域の伝統文化に触れる体験事業など、特色ある総合的な取組を支援することで、文化振興とともに地域活性化を推進する。	2	0392	伝統文化課

(参考) 関連する独立行政法人の事業

独立行政法人の事業名	25年度 予算額計 (百万円)	26年度 当初予算額 (百万円)	事業概要	関連する 指標	行政事業 レビュー シート 番号	担当課
独立行政法人国立文化財機構運営費交付金に必要な経費 (平成13年度)	8,392	8,239	独立行政法人国立文化財機構は、我が国における文化財保護政策の一翼を担い、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図るために、文化財の収集・保管・展示等の中心的拠点となる博物館の設置・運営を行う。また、文化財の研究について、基礎的なものから先端的・実践的なものに至るまで、多様な手法により実施する。その際、特に機構の有する人的・物的資源を集約して文化財の保存科学・修復技術に関する拠点を形成しつつ取り組む。さらに、調査・研究成果の国民への公開、文化財担当者の研修、地方公共団体等への助言等を行うとともに、	2	0387	長官官房 政策課

			文化財に関する国際交流や国際協力を積極的に推進する。			
独立行政法人国立文化財機構施設整備に必要な経費 (平成13年度)	6,936	2,990	独立行政法人国立文化財機構が、我が国における文化財保護政策の一翼を担い、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図るため、施設及び整備等を計画的に整備する。	2	0388	長官官房 政策課

施策目標に関する評価結果

○目標達成度合いの測定結果

相当程度進展あり

(判断根拠)

達成目標 1 一①及び②について目標の達成には至らなかったものの、近代の文化財の指定及び登録の件数は計画的かつ着実に増加しており、近代の文化財の保存・活用に向けた取組が相当程度進捗していると評価できる。

達成目標 2 一③について目標の達成には至らなかったものの、策定地域数は昨年度から着実に増加しており、また、本年 2 月に「歴史文化基本構想」策定ハンドブックを作成し、各地方公共団体に周知しているところであり、今後、更なる策定の推進が見込まれる。また、達成目標 2 一①、②及び④はいずれも目標を達成しており、我が国の「宝」である文化財の公開に向けた各種取組が相当程度進捗していると評価できる。

○施策の分析

【達成目標 1】

(必要性の観点)

文化財の中では比較的新しい近代の文化財については、その価値が十分に認識されないまま失われつつある場合もあるが、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上、若しくは鑑賞上価値の高いもの又は我が国民の生活若しくは生業（なりわい）の理解のため欠くことのできないもの等であれば、その状況を適切に把握した上で、保護を図る必要がある。登録有形文化財は近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受ける間もなく消滅の危機にさらされている文化財を後世に継承するため、平成 8 年に創設された制度である。とりわけ、建造物の分野については、平成 8 年に他の文化財類型に先立ち文化財登録制度が導入されるなど、近代の文化財について先行的に保護施策を進めているが、都市部の急激な開発や地方部の過疎化により文化財の消滅が危惧されている文化財は数多く残っており、引き続き登録を推進するとともに、その中でも特に価値の高いものについては指定を推進する必要がある。

(有効性の観点)

10,000 件近い近代の建造物が指定・登録され、平成 25 年度においては、指定・登録された建造物のうち、近代の占める割合が指定は 12.4%（対前年度 0.1% 増）、登録は 82.9%（対前年度同）であり、その件数は着実に増加している。また、指定された文化財には現状変更等の許可制と命令・勧告を基本とする強力な保護措置が講じられている一方、登録された文化財には現状変更等の届出制と指

導・助言を基本とする緩やかな保護措置が図られており、それぞれの文化財の特性に応じ、社会的評価を受ける間もなく消滅の危機にさらされていた文化財の保護を図ることが可能となる。

(効率性の観点)

上記のように、強力な保護措置である指定制度と緩やかな保護措置である登録制度が存在することから、それぞれの文化財の特性に応じた保護手法の選択が可能である。

また、平成 25 年度予算では、国宝・重要文化財建造物の保存修理等（9,804 百万円）、文化財建造物の登録の推進（18 百万円）、登録文化財保存修理（90 百万円）等を計上しており、近代の文化財の保存・活用に成果を上げている。

【達成目標 2】

(必要性の観点)

文化財の「保護」とは「保存」と「活用」の双方を意味するものであり、文化財保護法の目的である「国民の文化的向上」及び「世界文化の進歩」（同法第 1 条）を実現するためには、文化財の保存に加え、その価値の維持に配慮しつつ、各種施設における文化財の公開や情報発信の強化、地方公共団体による文化財の総合的活用の推進等により、国民が文化財に親しむ機会を提供する必要がある。

今後、2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、我が国の「宝」である文化財の公開・活用を推進するため、文化庁が主催する文化財関連展覧会の来場者数や、文化財に関する情報をインターネット上で公開するポータルサイト「文化遺産オンライン」の訪問回数及び情報掲載件数を、平成 32 年までに 2 倍にすることを目指す。

また、文化財を単体としてではなく集合体として捉え、一体的・総合的に保存・活用することは、地域活性化や国民がより多くの文化財に親しむ機会にも資するものである。このような観点から、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための構想である「歴史文化基本構想」が平成 19 年の文化審議会文化財分科会企画調査会で策定の推進が提言されたものの、平成 20～22 年度の「文化財総合的把握モデル事業」の終了後は策定自治体数が伸び悩んでいることから、平成 32 年までに 100 地域（各都道府県で 2 地域）における策定を目指す。

(有効性の観点)

文化庁が主催する文化財関連展覧会における文化財の実物の積極的な公開・活用はもちろんのこと、これらをインターネット上においても公開することにより、広く国民が文化財に親しむ機会の充実を図ることができる。平成 25 年度においては、文化庁が主催する文化財関連展覧会における来場者数が 143,830 人（対前年度約 37% 増）となるとともに、文化遺産オンラインへの訪問回数及び情報掲載件数についても、それぞれ 1,323,566 回（対前年度約 19% 増）と 113,585 件（対前年度約 6 % 増）となっており、多くの人々が文化財に親しむ機会の充実が図られている。

また、歴史文化基本構想については、平成 25 年度における策定地域数は 35 地域（対前年度 5 地域増）となっており、地方公共団体による文化財の一体的・総合的な保存・活用の取組が進んでいる。

(効率性の観点)

展覧会における文化財の公開については、文化庁があらかじめ公開施設と連携し、公開施設の設備や温度・湿度等の公開環境、公開となる文化財の状況等を定期的に確認し、必要に応じて指導・助言

を行いながら、その価値に影響を及ぼすことのないよう、積極的な公開を図っている。

文化遺産オンラインについては、インターネット上でいつでも誰でもアクセスが可能なものであり、また、文化財情報の英訳や画像掲載率の向上等により、我が国はもちろん、海外の訪問者に対して積極的に文化財情報を公開することに努めている。

歴史文化基本構想については、その策定を目指す地方公共団体に対し、定期的に、文化庁による研修会の開催や、職員の派遣といった実務的な指導・助言・援助を行っている。

【施策の総括的な分析】

(必要性の観点)

文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産であるとともに、現在及び将来の社会の発展・向上のために無くてはならないものである。このため、文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにすることは、文化による心豊かな社会の実現を目指す上で必要不可欠である。

(有効性の観点)

近代の文化財の指定・登録が着実に進んでいること、文化財の展覧会やインターネットにおける公開についても着実に促進されていることから、文化財の保存・活用に有効であったといえる。

(効率性の観点)

達成手段に記載した事業の着実な実施により、文化財を適切に次世代へ継承するとともに、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解が深まったと判断できる。

(今後の課題)

貴重な国民的財産である文化財について、引き続き「指定」、「登録」、「保存」、「活用」といった措置を講じていくことにより、これらを適切に保存し、次世代へ継承するとともに、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようしていくことが重要である。また、東日本大震災により被災した有形・無形の国指定等文化財については約8割が復旧済だが、残り2割の速やかな復旧を行う必要がある。

○次期目標・今後の施策等への反映の方向性

達成目標 1

- ・貴重な文化財でありながらも、社会の変化の中で急速に失われつつある近代以降の建造物についても、確実な保全と積極的な活用を図るため、重要文化財への指定及び登録有形文化財への登録を積極的に行うことにより、文化財の保護対象の裾野を広げることを目指す。

達成目標 2

- ・文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、重要文化財等をはじめとした多くの文化財を公開・活用する取組を促進し、国民の文化財に対する理解と関心を高める。
- ・実物の公開・活用だけでなく、多様な文化遺産をインターネット上で公開する文化遺産オンラインにおけるコンテンツの更なる充実を図る。また、文化遺産オンラインの英訳状況やアクセス元等に関する指標の作成を検討する。

- ・地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための構想である「歴史文化基本構想」について、各地方公共団体による策定の更なる推進を図る。
- ・文化財を公開するイベントの開催数や来場者数に関する指標の設定を検討する。

【具体的な概算要求の内容】（主なもの）

<新規要求・拡充事業（同額も含む）>

- ・近代化遺産等重点保存修理事業（新規）

平成27年度概算要求額：1,500百万円

- ・文化財総合活用戦略プラン

平成27年度概算要求額：14,099百万円（前年度予算額7,800百万円）

【具体的な機構定員要求の内容】

- ・近現代建造物の保存・活用を推進するため、新規定員2名を要求。

- ・美術工芸品の保存・活用を推進するため、新規定員1名を要求。

施策の予算額・執行額

(※政策評価調書に記載する予算額)

区分		24年度	25年度	26年度	27年度要求額
予算の状況 (千円) 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	57,317,238 ほか復興庁一括 計上分 2,446,425 <0> ほか復興庁一括 計上分<0>	56,525,827 ほか復興庁一括 計上分 2,095,183 <0> ほか復興庁一括 計上分<0>	57,147,745 ほか復興庁一括 計上分 2,559,642 <0> ほか復興庁一括 計上分<0>	68,219,920 ほか復興庁一括 計上分 2,963,952 <0> ほか復興庁一括 計上分<0>
	補正予算	1,472,468 ほか復興庁一括 計上分 0 <0> ほか復興庁一括 計上分<0>	1,058,142 ほか復興庁一括 計上分 0 <0> ほか復興庁一括 計上分<0>	0	
	繰越し等	4,604,673 ほか復興庁一括 計上分△ 961,988 <0> ほか復興庁一括 計上分<0>	△3,443,807 ほか復興庁一括 計上分 247,178 <0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
	合計	63,394,879 ほか復興庁一括 計上分 1,484,437 <0> ほか復興庁一括 計上分<0>	54,140,162 ほか復興庁一括 計上分 2,342,361 <0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
執行額（千円）		59,576,209 ほか復興庁一括 計上分	51,190,390 ほか復興庁一括 計上分		

	1,036,485 <0> ほか復興庁一括 計上分<0>	2,090,085 <0> ほか復興庁一括 計上分<0>	
--	---------------------------------------	---------------------------------------	--

施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）			
名称	年月日	関係部分抜粋	
日本再興戦略	平成 25 年 6 月 14 日閣議決定	<p>第 II 3つのアクションプラン</p> <p>二、戦略市場創造プラン</p> <p>テーマ 4：世界を引きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現</p> <p>②観光資源等のポテンシャルを生かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会</p> <p>「国宝、重要文化財などの地域の文化財について、保存・整備を図るとともに、情報発信・活用方法の検討を今年度内に実施し、観光資源として積極的に国内外へ発信し、活用する。」</p> <p>三、国際展開戦略</p> <p>2. 海外市場獲得のための戦略的取組</p> <p>③クールジャパンの推進</p> <p>「「クールジャパン推進会議」における提言等を踏まえ策定された「アクションプラン」に沿って、…伝統文化等の連携により、主要な国際会議・イベント等において「日本の魅力」を効果的に発信し、外国人の共感と参加を得て、クールジャパンを支える優れた「人財」の育成等を推進する。」</p>	
経済財政運営と改革の基本方針	平成 25 年 6 月 14 日閣議決定	<p>第 2 章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現</p> <p>3. 教育等を通じた能力・個性を發揮するための基盤強化</p> <p>(1) 教育再生の推進と文化・スポーツの振興</p> <p>「文化芸術立国を目指し、国として、日本文化・価値の発信や文化財の保存・活用・継承、国立文化施設の機能強化、文化芸術の担い手の育成と子供の文化芸術体験機会の確保など文化芸術を振興する…」</p> <p>4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし</p> <p>(1) 当職を生かした地域づくり</p> <p>「…地域独自の資源や伝統文化などを生かした観光振興等により交流人口を増やす。」</p>	
文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 3 次基本方針）	平成 23 年 2 月 8 日閣議決定	<p>第 2 文化芸術振興に関する重点施策</p> <p>1. 六つの重点戦略</p> <p>重点戦略 4：文化芸術の次世代への確実な継承 等</p>	
東日本大震災からの復興基本方針	平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定	<p>5 復興施策</p> <p>(1) 災害に強い地域づくり</p> <p>②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員</p> <p>(iv) 速やかな復興を支えるため、埋蔵文化財の迅速な調査が可能となるよう、弾力的な措置を講ずるとともに、体制の整備を行う。</p> <p>(2) 地域における暮らしの再生</p>	

		<p>⑤文化・スポーツの振興</p> <p>(i) 「地域のたから」である文化財や歴史資料の修理・修復を進めるとともに、伝統行事や方言の再興等を支援する。また、被災した博物館・美術館・図書館等の再建を支援する。</p>
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		

有識者会議での指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ○「達成目標 1」の指標について、①「建造物」以外のものを含めた文化財全体の指標を示すこと、②所有者や所在が不明な文化財の数値を明らかにすること、③件数を指標として設定するといった表層的な記載をするのではなく、より重要な目標をすくい上げていただきたい。 ○「歴史文化基本構想」について、地域への利益をすくい上げて、また次の活動につながるようなサイクルを作るという観点を踏まえた指標が開発されることが望ましい。 ○文化財について、民間であっても公益性のある機関等で安全に保存できるインセンティブを制度化すべきではないか。 ○無形文化財について、記載を増やしていただきたい。
-------------	--

主管課（課長名）	文化庁文化財部伝統文化課（神代 浩）
関係課（課長名）	文化庁文化財部美術学芸課（早川 俊章） 文化庁文化財部記念物課（高橋 宏治） 文化庁文化財部参事官（建造物担当）（村田 健一）